

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人全国中小企業振興機関協会（以下「協会」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- （3）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （4）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 協会は、定款第27条に基づき会長及び専務理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項以外の役員は、無報酬とする。
- 3 評議員は、無報酬とする。

（報酬等の額の決定）

第4条 会長及び専務理事の報酬総額及び報酬月額は別表第1のとおりとする。

- 2 専務理事が退職したときは、退職手当を支給する。
- 3 退職手当の額は、別表2のとおりとする。

（報酬の支給日）

第5条 報酬は、協会給与規程に準じて支給する。

（報酬等の支給方法）

第6条 会長及び専務理事の報酬、専務理事の退職手当の支給方法については、協会職員の例による。

（費用）

第7条 協会は、会長及び専務理事がその職務の執行に当たって負担した費用については、支給する。

(公 表)

第8条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

別表 1

役職名	会 長
報酬総額（年額）	6,072,000円
報酬月額	506,000円

役職名	専務理事
報酬総額（年額）	11,700,000円
報酬月額	720,000円
期末手当	報酬月額×4.25ヵ月

別表 2

専務理事 退職手当の額	報酬月額×在職年数×2.0
----------------	---------------